平成24年2月29日 毎週水曜日掲載 ほっと石川 No.1695 石川県広報広聴室 ● 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 ☎076(225)1362 風076(225)1363

# 広報いしかわ Ishikawa Prefecture

3月10日(土) PM3:30~4:00 放送 「知事に聞く~平成24年度当初予算~」

石川 【ウイークリーいしかわ】 テレビ/毎週日曜 PM5:25~5:30 金沢

【石川まるごと探検隊】 3月18日(日) AM7:30~8:00 「石川のエコツーリズム」

【石川ほっとニュース】 朝日/毎週土曜 PM5:55~6:00



北陸【県からのお知らせ】 放送 毎週火・金曜 PM2:30頃 (3分間)

<del>ケフェム</del>【素敵にモーニング】

石川 / 毎週日曜 AM9:55~10:00

【県庁代表電話】 ☎076(225)1111

ホームページ www.pref.ishikawa.lg.jp E-mail e130500b@pref.ishikawa.lg.jp 行政相談 ☎076(225)1100

## この時期、「敷金が返還されない」「高額な修繕費用を請求された」など、 もうすぐ 賃貸住宅退去時の「原状回復」をめぐるトラブルに関する相談が多くなってき 引っ越しシーズン ます。新生活を気持ちよくスタートさせるためにも、トラブル防止の注意点を 確認しておきましょう。

## 「原状回復」の考え方

借主には、契約終了時に建物を元の状態に戻して(原状回 復)返す義務があります。これは、入居時の状態に戻すことで はなく、借主の不注意や通常ではない使用で汚れや傷などが 生じた場合に、元どおりにすることなので、通常の使用方法で **あればそのまま返せばよい**ということになります。

## 例えば

**貸主の負担**─通常の使用方法や経年変化によるもの

- 日照による畳・クロスの変色
- ●テレビ・冷蔵庫等の背面壁の黒ずみ(電気やけ)
- ・家具の設置による床のへこみ、設置跡
- ●全体のハウスクリーニング ●画びょう、ピン等の穴

**借主の負担**一不注意や通常ではない使用によるもの

- ●引っ越し作業によりついたキズ
- ●結露を放置して拡大したシミやカビ
- ●使用後の手入れが悪く汚れた台所●タバコ等のヤニ・臭い
- 下地ボードの張替が必要なくぎ穴、ネジ穴

※「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(国土交通省)から (www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifuku.htm) このガイドラインに法的強制力はありませんが、原状回復の考え方の指針 となっています。

#### 消費者のつどい参加者募集

**3月14**日(水) 13:30~15:30

ところ 消費生活支援センター (金沢市戸水2丁目30番地)

りょうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこう

内 容 県内消費者団体の活動報告と意見交換

申込先 消費生活支援センター ☎076(267)6157

## 「敷金」の考え方

借主が、退去時に家賃を滞納していたり、部屋を傷つけたのに原状回復しない 時に、それを担保にする目的で貸主に預けるものです。正当な理由がなければ、 全額が返還されるべきものです。

## トラブル防止のポイント

#### ①契約前にチェック

原状回復義務の範囲、費用、敷金や特約事項など、 契約書の内容をしつかり確認し、納得してから契約 しましょう。借主に不利な条項がある場合は、その 削除や修正について交渉してみましょう。



#### ②入居時にチェック

部屋の状況や原状回復義務について、貸主や管理会社の立ち会いの下で 確認し、キズや汚れなどは、写真で記録しておきましょう。

#### ③退去時にチェック

貸主や管理会社の立ち会いの下で部屋の状況を確認し、修繕義務の有無 や範囲を契約に基づいて話し合い、合意内容は記録しておきます。修繕費用 の請求を受けたら、明細書を確認してから支払いましょう。

## トラブルで困ったときは…

消費生活支援センター

**2076 (267) 6110** www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter

消費者ホットライン

**20570 (064) 370** 

お住まいの市町の消費生活相談窓口をご案内します。 (郵便番号をお聞きしますので、事前にご確認ください)

お問い合わせ 県民生活課 ☎076(225)1386

#### 平成24年度食の安全・安心の確保に関する 行動計画(案)に関する意見募集を行っています!

応募内容 所定様式を郵送、FAX、電子メールで下記へ ※資料は、県ホームページ、県庁行政情報サー ビスセンター、各保健福祉センターの行政相 談窓口及び下記で入手できます。

募集期間 3月8日休まで 薬事衛生課食品安全対策室

**☎**076(225)1445 FAX 076(225)1444

Eメール: seieika2@pref.ishikawa.lg.jp

## 受産製品等の展示・販売会

障害者施設が製造する食品や工芸品の魅力を競う 「いしかわ授産製品コンテスト2012」の入賞製品 等を展示・販売します。

き 2月29日(水)~3月5日(月) (販売会は3月1日休)より開始)

ところ めいてつエムザ

1F通路「レストアベニュー 2F 「エムザギャラリー」

※詳しくは下記へ

障害保健福祉課

**☎**076 (225) 1428

### ◎ マンション管理基礎セミナー(無料)

マンション生活に伴う様々な問題や、災害への備 えなどを分かりやすく解説します。居住者の方もご 参加下さい。

と き 3月18日(日) 13:30~16:30 ところ 県地場産業振興センター(金沢市鞍月2-1) ※申込方法など詳しくは下記へ

建築住宅課

**☎**076 (225) 1778

www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju

#### 金沢城調査研究10周年記念シンポジウム 城郭石垣の技術と組織を探る-金沢城と諸城-

城郭石垣を支えた技術と組織について、遺構や文 献から多角的に検討し、金沢城をはじめとする前田 家の石垣の特徴と意義を考えます。

き 3月3日生) 13:00~17:00 4日(日) 9:30~16:00

ところ 県文教会館ホール (金沢市尾山町10-5) ※詳しくは下記へ【申込不要、無料】

金沢城調査研究所

**2**076 (223) 9696

## 3月は「自殺対策強化月間」です

#### 支え合う 温かい手が すぐ側に

眠れない、意欲が出ない、食欲がない…などが見 られたら、それはこころのサインかもしれません。 下記や県内の各保健所にご相談を。

こころの健康センター **2**076 (238) 5761 こころの相談ダイヤル **2**076 (237) 2700

#### 石川県並行在来線経営計画 (中間とりまとめ)

#### に関する意見募集を行っています!

応募内容 所定様式を郵送、FAX、電子メールで下記へ ※資料は、県ホームページ、県庁行政情報サービスセ ンター、小松県税事務所、中能登・奥能登総合事 務所の各行政相談窓口及び下記で入手できます。

募集期間 3月9日金まで 新幹線・交通対策監室 並行在来線対策課 **☎**076(225)1398 FAX076(225)1399

Eメール: e120700@pref.ishikawa.lg.jp

#### ◎ 若者の就職・自立へ「親セミナー」(無料)

とき 3月10日生) 13:30~15:30 ところ 県本多の森庁舎(金沢市石引4-17-1)

講演「ひきこもる若者の理解」

講師 清田吉和氏(石川県こころの健康センター所長) ※申込方法など詳しくは下記へ【定員30人、先着順】 いしかわ若者サポートステーション ☎076(235)3060

### 女性県政学習バスの参加団体募集

バスで県の施設等をめぐり、県政への理解を深め ていただきます。

対 象 県政について学習意欲のある30~50人の 女性団体(複数団体で合同の申し込みも可能)

5月7日(月)~11月30日(金)までの平日

(県の指定日に限り土日の運行もあり) ※申込方法など詳しくは下記へ【3月21日水締切、消印有効】

○かほく市以南にお住まいの方 男女共同参画課 **☎**076 (225) 1378 ○七尾市、羽咋市、羽咋郡、鹿島郡にお住まいの方

中能登総合事務所 **☎**0767 (52) 6113 ○輪島市、珠洲市、鳳珠郡にお住まいの方

奥能登総合事務所 **2**0768 (26) 2303

### 弁護士によるひとり親家庭無料法律相談

金銭賃借、子の養育などに関する法律相談です。 3月25日(日) 13:00~16:00 とき ところ 県母子福祉センター(金沢市三社町1-44)

対 象 ひとり親家庭の母、父及び寡婦の方 ※秘密厳守、託児あり(要予約)

母子福祉センター **2**076 (264) 0503

## 3月1日から7日までは「建築物防災週間」です

地震や火災等の災害時の被害の軽減、思わぬ事故 の防止など、建築物の安全性の確保や寿命をのばす ため、この機会に安全チェックを行いましょう!

- ○住宅・建築物の耐震性は確保されていますか?
- ○建築物の維持保全は適切ですか?(一定規模以上の 建築物は定期的に調査・検査結果の報告が必要です。)

**2**076 (225) 1778 建築住宅課